

江別市建築審査会事務概要

1 建築審査会の機構

建築審査会(以下「審査会」という。)は、建築基準法(以下「法」という。)に基づいて特定行政庁が行う許可等の処分について、客観的、かつ、公平な立場からその意見を反映し、また、特定行政庁、建築主事等の処分に対する審査請求の決裁を行うことを中心とする合議制の第三者機関と位置付けされています。

審査会は、都道府県又は建築主事を置く市町村(限定特定行政庁を除く)に設置され、法律・経済・建築・都市計画・公衆衛生又は行政に関してすぐれた経験と知識を有し、かつ、公共の福祉に関して公正な判断を行うことができる者の内から都道府県知事又は市町村長が任命します。

委員の構成や任期は条例に定められており、委員構成は5人、その任期は2年となっています。

2 建築審査会の事務

法第78条による、審査会が行う事務は、まず「許可申請」があります。法律上一般に禁止されている事項を特別の場合に解除して、適法にする行為を「許可」といいます。

建築基準法上の許可は、特定行政庁の権限ですが、重要な許可に関しては、「建築審査会」の同意を要件とし、特に近隣住民に影響のある法第48条各項ただし書の「用途地域内における建築許可」に際しては、利害関係者の出席を求めて、「公開による意見の聴取」を行うことになっています。

法第94条による「裁決」は、特定行政庁、建築主事及び建築監視員の処分又は不作為に係る行政不服審査請求に対する裁決を行います。

裁決を行う場合の公開による口頭審査については、江別市建築審査会口頭審査規程で決めています。

- ・建築基準法<抜粋> (資料 1-2)
- ・江別市建築審査会条例 (資料 1-3)
- ・江別市建築審査会口頭審査規程 (資料 1-4)
- ・江別市建築審査会運営要領 (資料 1-5)

建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）〈抜粋〉

第五章 建築審査会

（建築審査会）

第七十八条 この法律に規定する同意及び第九十四条第一項前段の審査請求に対する裁決についての議決を行わせるとともに、特定行政庁の諮問に応じて、この法律の施行に関する重要事項を調査審議させるために、建築主事を置く市町村及び都道府県に、建築審査会を置く。

- 2 建築審査会は、前項に規定する事務を行う外、この法律の施行に関する事項について、関係行政機関に対し建議することができる。

（建築審査会の組織）

第七十九条 建築審査会は、委員五人以上をもつて組織する。

- 2 委員は、法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に関しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、市町村長又は都道府県知事が任命する。

（委員の欠格条項）

第八十条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（委員の解任）

第八十条の二 市町村長又は都道府県知事は、それぞれその任命に係る委員が前条各号のいずれかに該当するに至った場合においては、その委員を解任しなければならない。

- 2 市町村長又は都道府県知事は、それぞれその任命に係る委員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その委員を解任することができる。
 - 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められる場合
 - 二 職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められる場合

（会長）

第八十一条 建築審査会に会長を置く。会長は、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、建築審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。

(委員の除斥)

第八十二条 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある事件については、この法律に規定する同意又は第九十四条第一項前段の審査請求に対する裁決に関する議事に加わることができない。

(条例への委任)

第八十三条 この章に規定するものを除くほか、建築審査会の組織、議事並びに委員の任期、報酬及び費用弁償その他建築審査会に関して必要な事項は、条例で定める。この場合において、委員の任期については、国土交通省令で定める基準を参酌するものとする。

江別市建築審査会条例（平成8年3月29日条例第11号）

（趣旨）

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第83条の規定に基づき、江別市建築審査会（以下「審査会」という。）の組織、委員の任期、議事その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審査会は、委員5人をもって組織する。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

（招集）

第4条 審査会の会議は、会長が必要と認めたとときに招集する。

（議事）

第5条 審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（関係者の出席）

第6条 審査会は、必要があると認めたとときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

（庶務）

第7条 審査会の庶務は、建設部において行う。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

江別市建築審査会口頭審査規程（平成8年10月14日江別市建築審査会規程第1号）

（趣旨）

第1条 この規程は、建築基準法第94条第3項の規定により江別市建築審査会（以下「審査会」という。）が公開により行う口頭審査（以下「審査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（審査の主宰）

第2条 審査は、会長又は会長が指名する委員（以下「主宰者」という。）が主宰する。

（審査の通知及び告示）

第3条 会長は、審査を行おうとするときは、審査を行うべき期日までに相当な期間において、審査請求人、特定行政庁、建築主事、建築監視員その他の関係人（以下「関係人」という。）に対し、別記様式により通知し、その出席を求めるとともに、審査の事由、期日及び場所並びに関係人の住所及び氏名又は名称を告示する。

（関係人の欠席通知、審査期日の変更等）

第4条 関係人は、やむを得ない理由により審査に出席することができないときは、第6条の規定により代理人を出席させる場合を除き、あらかじめ、その理由を記載した書面を主宰者に提出しなければならない。

2 主宰者は、職権で、又は前項に規定する書面の提出があった場合において必要があると認めるときは、審査の期日を延期し、又は審査の場所を変更することができる。この場合においては、第3条の規定に準じて、関係人に通知し、及び告示する。

（陳述書等）

第5条 審査に出席できない関係人は、審査への出席に代えて、当該審査の期日までに当該事件に関する意見等を記載した陳述書を提出することができる。

2 主宰者は、審査において前項の陳述書を審査会の庶務を担当する職員に朗読させるものとし、その他の関係人又はその代理人から求められた場合は、これを示さなければならない。

3 関係人が審査に出席せず、かつ、陳述書を提出しないときは、その他の関係人又はその代理人の申立てに基づき審理を行うことができる。

（代理人）

第6条 第3条の通知を受けた関係人は、審査に代理人を出席させることができる。

2 関係人は、代理人を選任したときは、審査の開始の時までに、代理人との関係その他必要な事項を記載した委任状を主宰者に提出しなければならない。

(補佐人)

第7条 関係人は、審査に補佐人を出席させようとするときは、あらかじめ、補佐人の住所、氏名、補佐人との関係及び補佐する事項を記載した書面を主宰者に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、第11条第1項の規定により続行となった審査に引き続き出席させようとする場合は、この限りでない。

2 主宰者は、前項の規定により補佐人の出席を許可したときは、速やかに、その旨を当該関係人に通知し、許可をしないときは、その理由を示すものとする。

3 補佐人の審査における陳述は、当該関係人が直ちに取り消さないときは、自ら陳述したものとみなす。

(参考人等)

第8条 主宰者は、審査のため必要と認めるときは、証拠書類を徴し、又は参考人の出席を求めることができる。

2 関係人又はその代理人（以下「関係人等」という。）が審査に参考人を出席させようとするときは、あらかじめ、参考人の住所、氏名及び証言事項を記載した書面を主宰者に提出し、その許可を受けなければならない。この場合においては、前条第2項の規定を準用する。

(秩序維持)

第9条 主宰者は、審査に出席した者が当該事件の範囲を超えて陳述するときその他審理の進行上やむを得ないと認めるときは、その者に対して、その陳述を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、審査における秩序を維持するため、審査を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等必要な措置を採ることができる。

第10条 傍聴人は、審査において発言することができない。

2 主宰者は、審査における秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又は傍聴人に退場を命ずることができる。

(審査の続行)

第11条 主宰者は、審査における審理の結果、なお審査を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、第3条の規定に準じて関係人等に通知し、及び告示する。ただし、当該審査の期日に出頭した関係人等に対しては、当該審査の期日においてこれを告知すれば足りる。

(審査調書の作成)

第12条 主宰者は、審査の審理の過程を記載した調書を作成し、関係人等その他の審査への出席者の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

2 前項の調書は、審査の期日ごとに作成しなければならない。ただし、審査の期日において審査が行われなかったときは、審査の終決後、速やかに作成するものとする。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、審査に関し必要な事項は、主宰者が定める。

附 則

この規程は、平成8年10月14日から施行する。

江別市建築審査会運営要領（平成8年4月8日開催 江別市建築審査会決定）
（平成29年9月20日開催 江別市建築審査会改正）

（趣旨）

第1条 この要領は、江別市建築審査会条例（平成8年条例第11号）第8条の規定に基づき、江別市建築審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（審査会の招集）

第2条 会長は、会議を行おうとするときは、その期日の4日前までに、会議の期日、場所、議案その他必要事項を記載した書面により委員に通知する。

（会議の公開）

第3条 会議の公開は、江別市市民参加条例及びこれに基づく規則の規定による。

（会議録）

第4条 審査会は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成する。

- （1）会議の期日及び場所
 - （2）委員の出欠状況及び傍聴者数
 - （3）議案の題名
 - （4）会議の要旨
 - （5）その他会長が必要と認めた事項
- 2 会議録には、書面、図面、写真その他審査会が適当と認めるものを添付して会議録の一部とすることができる。
- 3 会議録の公開は、江別市市民参加条例及びこれに基づく規則の規定による。

附 則（平成8年4月8日決定）

この要領は、平成8年4月8日より施行する。

附 則（平成29年9月20日改正）

この要領は、平成29年9月20日から施行する。